



最高裁秘書第3220号

平成29年7月18日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



司法行政文書の開示についての通知書

6月29日付け（7月3日受付，最高裁秘書第3043号）で申出のありました
下記の司法行政文書の開示について，別紙のとおり情報を提供することとしました
ので通知します。

記

第69期司法修習生について，罷免事由別に司法修習生を罷免された人数が分か
る文書

(別 紙)

修習期	罷免者数				
	1号	2号		3号	
		考試不合格	その他	考試不合格	その他
69期	0	54	0	0	5

(注) 罷免事由は司法修習生に関する規則第18条各号による。